

「学校いじめ防止基本方針」

北海道苫小牧西高等学校

令和6年(2024年)2月改訂

学校いじめ防止基本方針

北海道苫小牧西高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

近年、いじめは多種多様化し学校だけでは対応が困難な事案も増加しています。また、いじめをきっかけに深く傷つき、不登校や自殺に及ぶ生徒もおり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっています。そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るための「学校いじめ防止基本方針（以下、「方針」）」（いじめ防止全体計画）を定めています。

なお、本方針は、いじめ防止対策推進法及び北海道いじめの防止等に関する条例の規定に基づき策定された、北海道いじめ防止基本方針をもとに定めるものです。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条による）

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方（学校はつぎのような認識で対応します）

- ア 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な方法である」との認識
- イ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」から、「いじめの見逃しをゼロに」との認識
- ウ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の責務である」との認識
- エ 「いじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒や状況等を踏まえ、組織的・客観的に判断する」との認識

(3) いじめの構造と動機

ア いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多く、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもあります。

イ いじめの動機

- (ア)嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- (イ)支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- (ウ)愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- (エ)同調性（強い者に追従する、数の多い側に入りたい）
- (オ)嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- (カ)反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- (キ)欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの内容

具体的ないじめの様態として、つぎのようなものがあります。

- ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 使い走りをさせられたり、金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で噂を流すなどの誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめ防止の指導體制・組織的対応

(1) 日常の指導體制

いじめの未然防止及び早期発見のための、日常の指導體制を以下の通りとします。

校内に「いじめ防止委員会」を置き、いじめ防止のためのプログラムの策定と実施にあたります。定期的（月1回）に委員会を開催して、防止対策の実施状況を確認するとともに改善策を検討・実施します。

本校のいじめ防止プログラムは、①学校いじめ防止基本方針の確認②年間計画策定③いじめ防止に向けた意識啓発④いじめ把握のアンケート実施（年2回）⑤教育相談（語り週間）実施⑥サポート委員会活動⑦スクールカウンセラーによるカウンセリング⑧学校評価アンケートによるいじめ対策の検証などです。

構成員及び役割分担は次のとおりです。

教頭（①⑧）生徒支援部長（統括）・生徒支援部員（②③④）、学年主任（③④）、教育相談担当・養護教諭（⑤⑥⑦）

別紙1 いじめ防止委員会の役割とフローチャート

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとします。

いじめ（疑いを含む）の情報があつた場合には、「いじめ対策委員会」を随時開催し、情報収集及び組織としていじめの認知の判断を行います。また、解消に向けて関係機関との連携・指導の下で取組を推進します。具体的には①事実確認②外部との連携・報告③指導方針の策定④保護者との連携⑤被害生徒指導支援⑥加害生徒指導援助⑦会議録の作成・保管などを行います。

構成員及び役割分担は次のとおりです。

校長（統括）教頭（渉外、②③⑦）生徒支援部長・生徒支援部員（①③⑥）、学年主任・当該学級担任（①④）、教育相談担当・養護教諭（⑤⑥）

スクールカウンセラー・学校医ほか関係機関（専門的な立場から被害及び加害生徒支援のための助言等）

別紙2 いじめ対策委員会の役割とフローチャート

別紙3 いじめ対応フローチャート

4 いじめの予防

いじめは生徒の人権に関わる重大な問題です。「男女平等」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「性的マイノリティ」「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成をはかり、多様性を認め互いに支え合いながら健やかに成長できる学習環境を形成することが重要です。

(1) 学業指導の充実

ア 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり

イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

イ ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

ア 面談の定期的実施（複数回）

(4) 人権教育の充実

ア 人権意識の高揚

イ 講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

ア 教科「情報」における情報モラル教育の充実

イ 外部講師による情報モラル教室の開催

(6) 保護者・地域との連携

ア いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

イ 学校情報をウェブページに掲載、学校公開の実施等、開かれた学校づくりの推進

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応です。日常の生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要です。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保します。「緊急時の組織的対応」により速やかに事実確認のうえ報告します。

事実確認の際は、①【時間・場所】いつ、どこで発生したか②【関係人物】誰が、誰からいじめと疑われる行為を受けた・受けているか③【行為内容】どのような行為を受けたか④【要因・背景】動機やきっかけは何か⑤【現状・継続性】その行為は現在も続いているかなど、聞き取り、記録し報告します。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン

別紙4 いじめ早期発見のためのチェックリスト

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4 いじめ早期発見のためのチェックリスト

(4) 相談体制の整備

ア 相談窓口の設置・周知

イ 面談の定期的実施（複数回）

(5) 定期的調査の実施

アンケートの実施（複数回）

(6) 情報の共有

- ア 報告経路の明示・報告の徹底
- イ 職員会議等での情報共有
- ウ 要配慮生徒の実態把握
- エ 進級時の引継ぎ

(7) 校内研修

- ア 生徒指導に関する研修会等に参加
- イ 実践的指導力向上のための校内研修実施

別紙5 いじめ未然防止プログラム（年間計画）

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援します。

- (ア)安全・安心を確保する (イ)心のケアを図る
- (ウ)今後の対策について、ともに考える (エ)活動の場等を設定し、認め、励ます
- (カ)暖かい人間関係をつくる

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- (ア)いじめの事実を確認する (イ)いじめの背景や要因を理解させる
- (ウ)いじめられている生徒の苦痛に気付かせる (エ)今後の生き方を考えさせる
- (カ)必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけではなく、周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切です。

- ア 自分の問題として捉えさせる
- イ 望ましい人間関係づくりに努める
- ウ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者への対応

ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

- (ア)じっくりと話を聞く
- (イ)苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- (ウ)親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

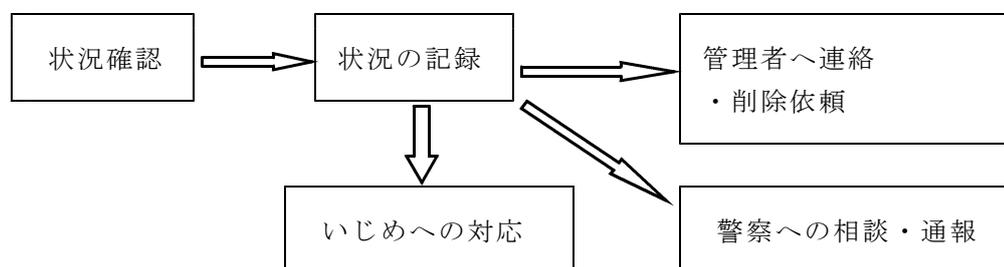
- (ア)いじめは誰にでも起こる可能性があることを理解してもらう

- (イ) 生徒や保護者の心情に配慮する
- (ウ) 行動が変わるよう学校として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- (エ) 何か気付いたことがあれば報告してもらう
- ウ 保護者同士が対立する場合など
 - 教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。
 - (ア) 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
 - (イ) 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
 - (ウ) 北海道教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す
 - (エ) 北海道教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す
- (4) 関係機関との連携
 - ア 北海道教育委員会との連携
 - (ア) 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - (イ) 関係機関との調整
 - イ 警察との連携
 - 以下の場合には、被害を受けた生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
 - (ア) 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - (イ) 犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した場合
 - 例：強制わいせつ、自殺関与、暴行、脅迫、強要、恐喝
 - ウ 福祉関係機関との連携
 - (ア) 家庭での養育に関する指導・助言
 - (イ) 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
 - エ 医療機関との連携
 - (ア) 精神保健に関する相談
 - (イ) 精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめとは
 - 文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為です。
- (2) ネットいじめの予防
 - ア 保護者への啓発
 - (ア) ペアレンタルコントロールの活用
 - (イ) フィルタリングの活用
 - (ウ) 家庭内のルールづくり
 - (エ) 相談窓口の周知
 - イ 情報教育の充実
 - 教科「情報」における情報モラル教育の充実
 - ウ ネット社会についての講話（防犯）の実施
- (3) ネットいじめへの対処
 - ア ネットいじめの把握
 - (ア) 被害者からの訴え

- (イ) 閲覧者からの情報
 - (ウ) 自校ネットパトロールによる情報収集
 - (エ) 外部機関のネットパトロールによる情報提供
- イ 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは以下のような場合を指します。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある

(ア) 生徒が自殺を企図した場合 (イ) 精神性の疾患を発症した場合

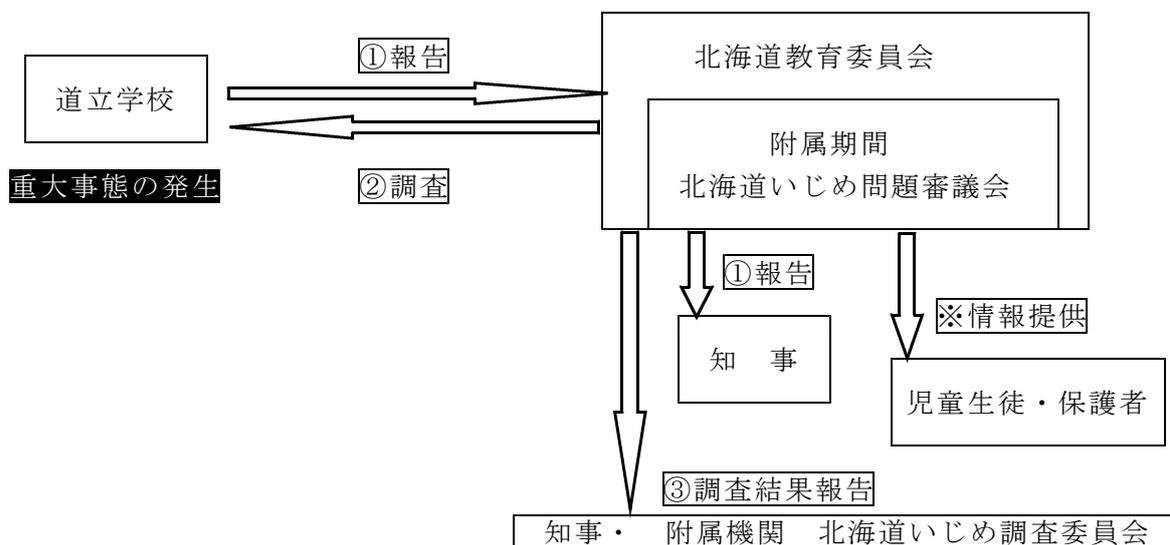
(ウ) 身体に重大な障害を負った場合 (エ) 高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

(ア) 年間の欠席が30日程度以上の場合 (イ) 連続した欠席の場合は状況により判断

(2) 重大事態発生時の報告・調査協力

学校は、重大事態が発生したと判断した場合のみならず、発生した疑いがある場合はその旨を、生徒や保護者から重大な被害が生じたという申立てがあった場合は重大事態が発生したものとして、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、調査・報告等に当たります。



9 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

ア いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安とする）

イ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合には、「学校いじめ対策委員会（別紙2）」の判断により、長期に設定する。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめの解消について判断する場合は、被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

イ いじめ解消の見極めの面談をおこなう場合には、担任・いじめ対策委員会の委員、スクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

(3) その他

いじめが解消していると判断しても、被害生徒に対するいじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校は当該被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察します。

10 いじめ防止等の取組の周知と評価、基本方針の点検・見直し

学校は、本方針を学校のウェブページに掲載するなど、生徒、保護者、地域住民が本方針の内容を確認できるように工夫します。

学校は、本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえ、いじめ防止等のための取組の改善を図ります。

学校は本方針を見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めるために、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進めます。

附 則

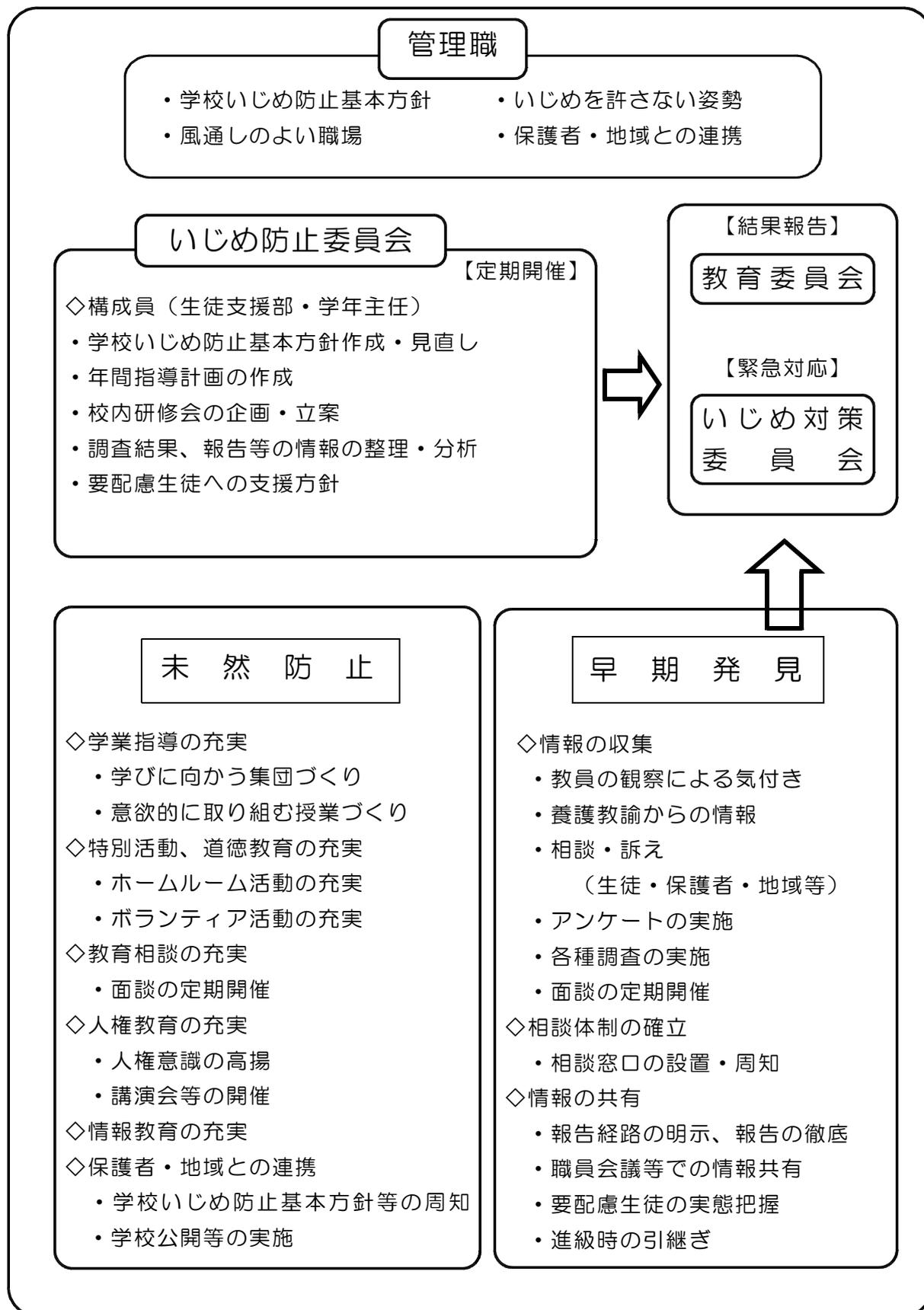
本方針は、平成26年4月1日から施行する。

令和3年4月1日、一部改正

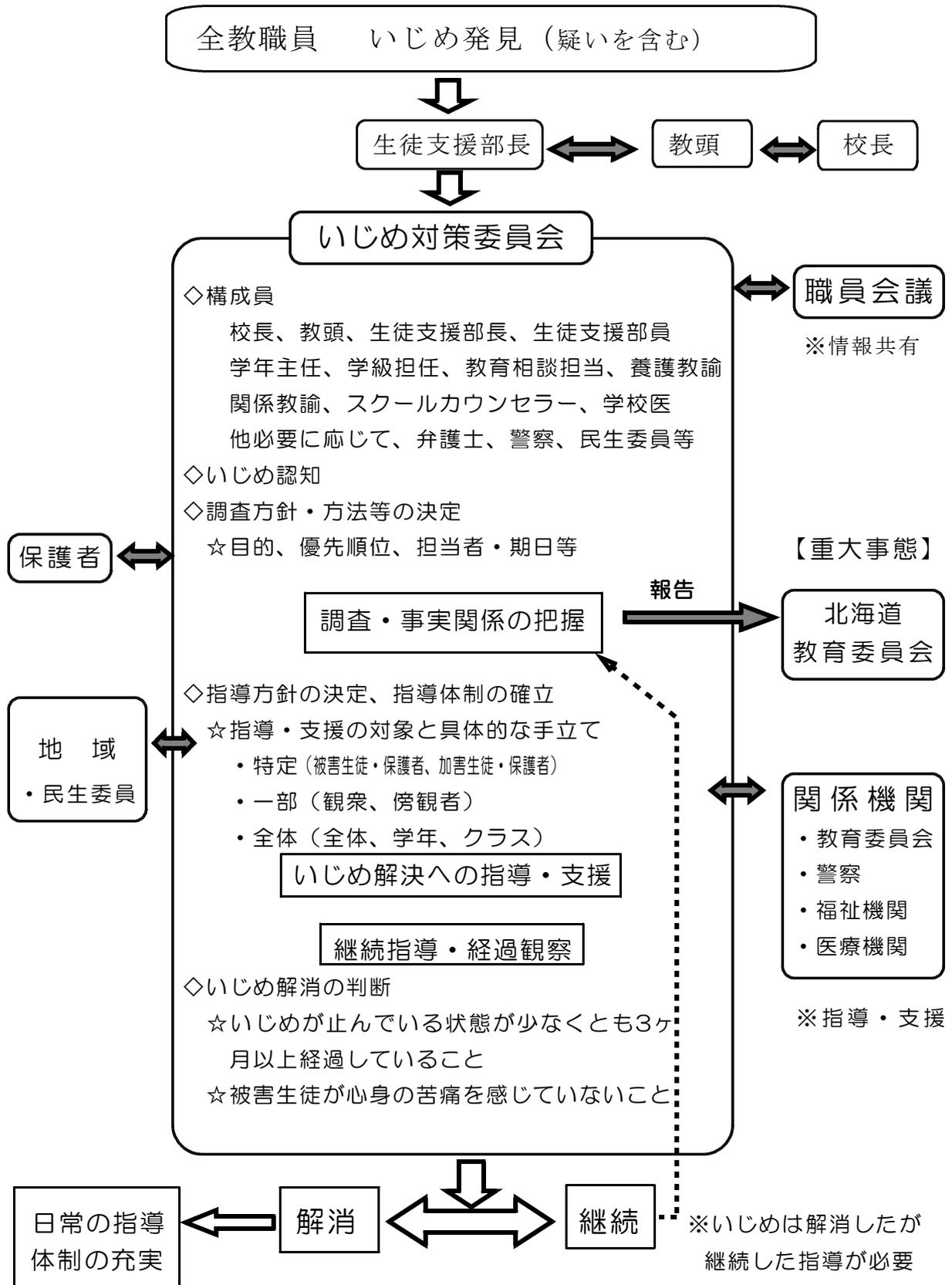
令和5年4月1日、一部改正

令和6年2月1日、一部改正

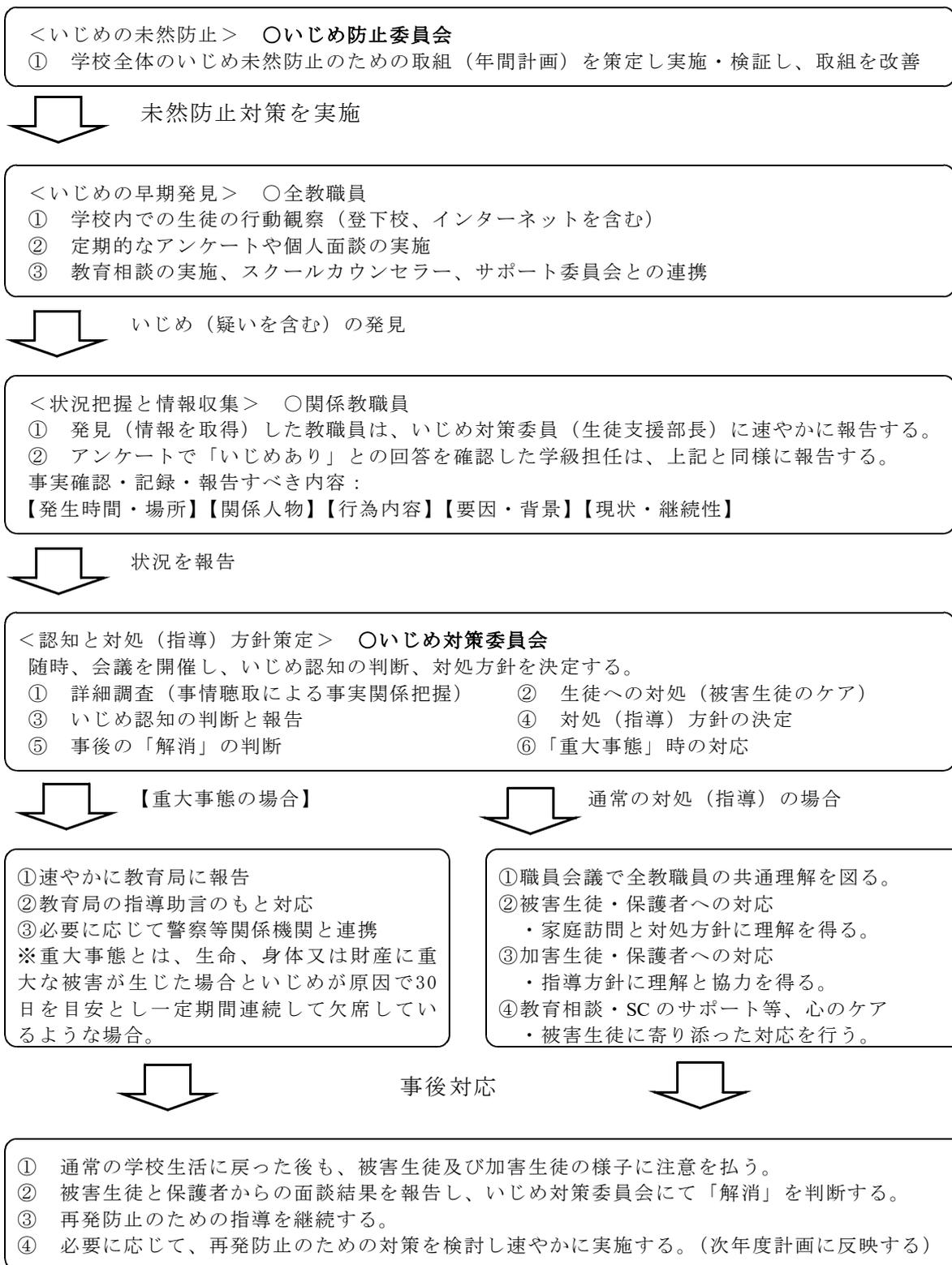
日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙3 いじめ対応フローチャート



別紙4 いじめ早期発見のためのチェックリスト

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多いことから、多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切です。

場 面	サ イ ン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れてたり、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたづらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握します。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

5 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多いことから、教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにします。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている

6 家庭でのサイン

サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする <input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあったりする <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る <input type="checkbox"/> 成績が下がる
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする <input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる

別紙5 いじめ未然防止プログラム（年間計画）

月	実施事項・取組内容
4	学校いじめ防止基本方針についての職員研修実施① 学校いじめ防止基本方針・前年度のいじめ認知件数の公表（学校Webサイト） 学校いじめ防止基本方針について生徒への説明（各HR、学年集会等） 巡回指導（各学年） 玄関指導 教育相談通信発行
5	巡回指導（各学年） いじめ調査① 列車通学生指導・バス通学生指導
6	巡回指導（各学年） S C
7	巡回指導（各学年） S C 祭典巡回指導・西高祭関連巡回指導 夏季休業中の心得指導 ネットトラブル防止教室（1年） 1学期末の健康相談
8	巡回指導（各学年） S C 心理検査（hyper-Qu）実施 夏休み明けの健康相談 祭典巡回指導 保健講話（3年）
9	巡回指導（各学年） 保健講話（2年） S C いじめの実態（事例研究）についての職員研修実施②
10	巡回指導（各学年） 教育相談通信発行 S C いじめ調査② 心理検査（hyper-Qu）の分析 見学旅行前の健康相談（2年） 交通安全講話（3年）
11	巡回指導（各学年） S C 保健講話（構成的グループエンカウンター（1年） 教育相談（語り週間）（2年）
12	巡回指導（各学年） S C 学校評価アンケート 2学期末の健康相談 冬季休業中の心得指導
1	巡回指導（各学年） S C 冬休み明けの健康相談
2	巡回指導（各学年） S C 学校評議員会（評価結果説明） いじめ防止取組（検証）についての職員研修実施③
3	巡回指導（各学年） S C 春季休業中の心得指導
通年	いじめ防止委員会（月1回定期開催） 校内ネットパトロール（年間計画に沿って実施） 教育相談・個人面談（学級担任等により随時実施） 特別支援サポート委員会（必要に応じて不定期開催）

※S C（スクールカウンセラー面談）